

江東区立学校（園）長 各位

江東区教育委員会事務局次長  
武越 信昭

**春季休業中および新年度における取扱いについて（通知）**  
（新型コロナウイルス感染症にかかる区立学校園の対応について（第五報））

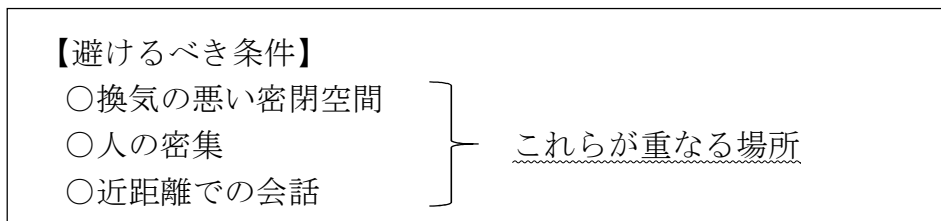
令和2年3月20日に政府より示された見解等を踏まえて、区立学校園の運営等について下記の通り取り扱うこととしましたので通知します。

各校園におかれましては、幼児・児童・生徒と保護者ならびに教職員に周知するとともに、引き続き感染症予防対策に万全を尽くすようお願いいたします。

記

1 春季休業中の対応について

国によると、国内で感染者の集団（クラスター）が各地で発生し、都市部を中心に新規の感染者が増えているとしており、以下の条件を避けるように示している。



こうした状況を踏まえて、区では、臨時休業後（春季休業中）における学校運営等について、以下の通り実施するものとする。

(1) 幼児・児童・生徒等への生活指導の継続

これまで、幼児・児童・生徒及びその保護者等に対して、

- \* 「手洗い」「咳エチケット」等を徹底すること
- \* 人の集まる場所への不要不急な外出を避けること
- \* 家庭で検温を実施し、発熱等の症状がみられる場合は学校園へ連絡すること  
(感染者や濃厚接触者と特定された場合を含む)
- \* 感染者や濃厚接触者となった場合は、学校園へ連絡すること

などを依頼してきたが、春季休業中においても同様の対応とし、別紙「保護者あて文書」等により周知すること。

## (2) きっずクラブの通常実施

3月26日以降は、感染拡大予防に留意しながら、基本的に通常どおり実施することとし、別紙「保護者あて文書」等により周知すること。

## (3) 部活動について

春季休業中（4月5日まで）は、引き続きすべて中止とすること。

## 2 令和2年度入学（園）式・始業式について

各校園の定める予定日・予定開始時間で実施するが、実施時間の短縮や参加者の限定等、規模の縮小や簡素化を図るものとする。具体的な実施要領等については、別途担当課より校園長あて通知する。

## 3 令和2年度の教育活動について

本区は、国や都の動向等を踏まえながら今後の方針を決定するため、各校園では、新年度における教育課程の実施へ向けた準備を進められたい。

なお、教育活動にあたっては、これまでと同様に感染症予防策を徹底するほか、集団活動を出来る限り控える、合唱など大声での発声を控える、実施する学校行事を精選する、健康観察カードを毎日提出させる等の対策を想定している。

## 4 その他

(1) 学校施設開放は、春季休業中は休止とするため、各学校から施設利用団体に対し休止を連絡すること。なお、4月6日以降の予約から利用再開するが、感染拡大の状況等によっては再度休止する場合がある。

(2) 緊急時一斉連絡メールは、学年更新作業のため、3月30～31日は使用不可となるほか、4月以降の配信予約は、4月1日以降に行うこと。また、令和2年度入学（園）生については、入学後、すみやかに登録手続きを依頼すること。

なお、令和元年度の年長児、小学6年生、中学3年生及び義務教育学校9年生については、「卒業生」として令和2年度にデータを繰り越す予定である。

(3) 学校給食は、4月から再開する方向で検討しているが、現時点では未定である。具体的な方針等が決まり次第、担当課より別途通知する。

(4) 学校職員（県費負担教職員、区費職員）にかかる春季休業以降のサービスの取扱いについては、担当課より別途通知する。

### 【担当部署】

学校保健について	学務課 給食保健係長	瀧川	3 6 4 7 - 9 1 7 7
学校給食について	学務課 学校給食指導担当	檜垣	3 6 4 7 - 9 1 7 7
学校施設開放について	学務課 学事係長	秋元	3 6 4 7 - 9 1 7 4
教育活動について	指導室 主任指導主事	佐久間	3 6 4 7 - 9 1 7 9
教職員の勤務について	指導室 事務係長	鴨田	3 6 4 7 - 9 1 7 8
部活動について	教育支援課 教育支援係長	中村	3 6 4 7 - 9 3 0 7
きっずクラブについて	地域教育課放課後支援係長	綾瀬	3 6 4 7 - 9 3 0 8
その他について	庶務課 教育政策調整係長	渡邊	3 6 4 7 - 8 5 4 2